

【国家情報局】経済部 標準文書保存期間基準（保存期間表）

令和8年7月31日最終改定

事 項	業務の 区分	当該業務に係る 行政文書の類型	具体例	保存 期間	文書管理規則の別 表第2の該当事 項・業務の区分	保存期間満了 時の措置
その他の事項						
22 文書の管理等に 関する事項	文書の管理 等	取得した文書の管理 を行うための帳簿等	・ 受付簿	5年	2 (1) ①22	廃棄
		情報セキュリティに 係る職員からの各種 許可申請等に関する 文書	・ 各種申請書	1年		
26 契約に関する事 項	契約に関す る重要な経 緯（15の 項、19の項 及び25の項 ⑨に掲げる ものを除 く。）	契約に係る決裁文書 及びその他契約に至 る過程が記録された 文書	・ 契約関係	契約が 終了す る日に 係る特 定日以 後5年	2 (1) ①26	廃棄
28 調査又は研究に 関する事項	情報の収集 調査（1の 項から27の 項までに掲 げるものを 除く。）	情報の収集及び分析 その他の調査の結果 に関する文書	・ 報告資料	3年	2 (1) ①28	廃棄
- その他の事項	その他の事 項	秘密文書の取り扱い	・ 秘密文書取扱者名簿	5年	-	廃棄
		保全確認に関する文 書	・ 保全確認文書	5年		

備考

・上記「業務の区分」欄の数字は、管理規則別表第1の該当事項・業務の区分・当該事務に係る行政文書の類型を参照。

・保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について（管理規則第7条第9項）

第7条 （略）

9 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる（例えば、次に掲げる類型に該当する文書。）。

(1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し

(2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等

(3) 出版物や公表物を編集した文書

(4) 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答

(5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書

(6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書

(7) 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

・保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」（平成28年9月1日 総括文書管理者決定）に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。